

# 労働時間に関する法制度等について

相模原労働基準監督署

# 配布資料について



2024年  
4月から

CONSTRUCTION INDUSTRY  
**建設業**

時間外労働の上限規制  
わかりやすい解説



くらし、はたらき、  
ともにススメ!

 厚生労働省 |  都道府県労働局 |  労働基準監督署

建設業については、時間外労働の上限規制の適用が予告されていますが、2024年4月から建設業にも上限規制が適用されます。

# 本日の内容

- 1．労働基準法における労働時間の定め
- 2．時間外労働の上限規制
- 3．時間外労働の上限規制の例外
- 4．36協定届出手続き
- 5．労働時間の考え方

# 1. 労働基準法における労働時間の定め

2. 時間外労働の上限規制

3. 時間外労働の上限規制の例外

4. 36協定届出手続き

5. 労働時間の考え方

# 労働基準法における労働時間の定め

## 労働時間の定め

P1参照

### 労働時間・休日に関する原則

法律で定められた  
労働時間の限度

1日 **8**時間及び1週 **40**時間

法律で  
定められた休日

毎週少なくとも **1**回

これを超えるには、

**36協定の  
締結・届出**

が必要です。

1. 労働基準法における労働時間の定め
- 2. 時間外労働の上限規制**
3. 時間外労働の上限規制の例外
4. 36協定届出手続き
5. 労働時間の考え方

# 時間外労働の上限規制について

時間外労働の上限規制については、働き方改革関連法による改正後の労働基準法により法定化され、平成31年4月1日（中小企業は令和2年4月1日）から施行されています。建設の事業については、時間外労働の上限規制の適用が猶予されていましたが、令和6年4月1日から適用されます。

P2参照

## 上限規制のイメージ

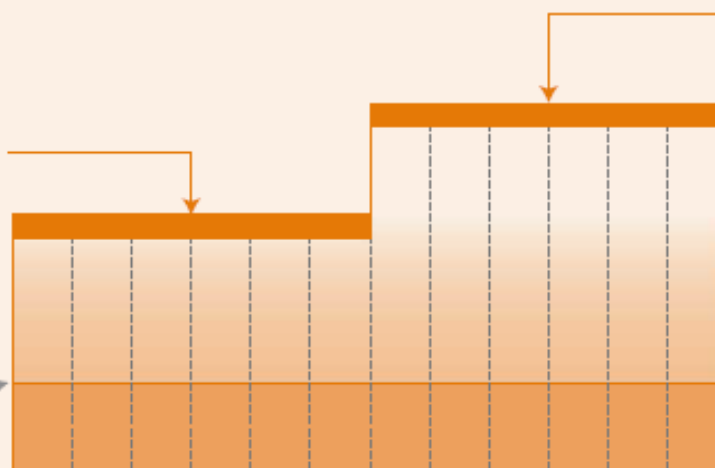
### 改正後

#### 法律による上限（原則）

- ✓ 月45時間
- ✓ 年360時間

#### 法定労働時間

- ✓ 1日8時間
- ✓ 週40時間



1年間 = 12か月

#### 法律による上限 （特別条項/年6回まで）

- ✓ 年720時間
- ✓ 複数月平均80時間<sup>※</sup>
- ✓ 月100時間未満<sup>※</sup>

※ 休日労働を含む。

**建設の事業のうち、災害時における復旧及び復興の事業に限り、令和6年4月1日以降も次の規定は適用されません。**

- 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- 時間外労働と休日労働の合計について、2～6か月平均80時間以内

※年720時間の上限及び時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6回が限度という規制は適用されます。

# 時間外労働の上限規制について

## Question 8

P13参照

**Q** 法第139条第1項の「災害時における復旧及び復興の事業」の範囲はどのようなものですか。

法第139条第1項の「災害時における復旧及び復興の事業」とは、災害により被害を受けた工作物の復旧及び復興を目的として発注を受けた建設の事業をいい、工事の名称等にかかわらず、特定の災害による被害を受けた道路や鉄道の復旧、仮設住宅や復興支援道路の建設などの復旧及び復興の事業が対象となります。

例えば、

- 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)の適用を受ける災害復旧事業(関連事業等を含む。)
- 国や地方自治体と締結した災害協定(事業者団体が締結当事者である等、建設事業者が災害協定の締結当事者になっていない場合も含む。以下同じ。)に基づく災害の復旧の事業
- 維持管理契約内で発注者(民間発注者も含む。以下同じ。)の指示により対応する災害の復旧の事業

のほか

- 複数年にわたって行う復興の事業等
- 等についても対象となります。

**A**



# 時間外労働の上限規制について

## Question 10

P13参照

Q

ある月に①一般の工事と②「災害時における復旧及び復興の事業」に該当する工事の両方に従事した場合について、時間外労働と休日労働の合計で、単月100時間未満とする要件（法第36条第6項第2号）、複数月平均80時間以内の要件（法第36条第6項第3号）は、どのように適用されますか。

A

時間外労働と休日労働の合計で、単月100時間未満とする要件（法第36条第6項第2号）及び複数月平均80時間以内とする要件（法第36条第6項第3号）については、②「災害時における復旧及び復興の事業」に該当する工事に従事した時間については適用されず、①一般の工事に従事した時間のみに適用されます。

なお、時間外労働が月45時間を超える月は6回まで、時間外労働は年720時間以内とする要件は、①及び②の両方の時間について適用されます。

特別延長時間（時間外労働及び休日労働） 90時間  
復旧及び復興の事業における特別延長時間 120時間 とした場合

通常

復旧・復興

（適正例）



（不適正例）



1. 労働基準法における労働時間の定め
2. 時間外労働の上限規制
- 3. 時間外労働の上限規制の例外**
4. 36協定届出手続き
5. 労働時間の考え方

# 時間外労働の上限規制の例外

労働基準法第33条第1項の「災害その他避けることのできない事由」に該当する場合には、労働基準監督署長に許可申請等を行うことにより、36協定で定める限度とは別に時間外・休日労働を行わせることができます。その場合、時間外労働の上限規制はかかりません。

## 災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等に係る許可基準の一部改正について（令和元年6月7日付け基発0607第1号）の概要

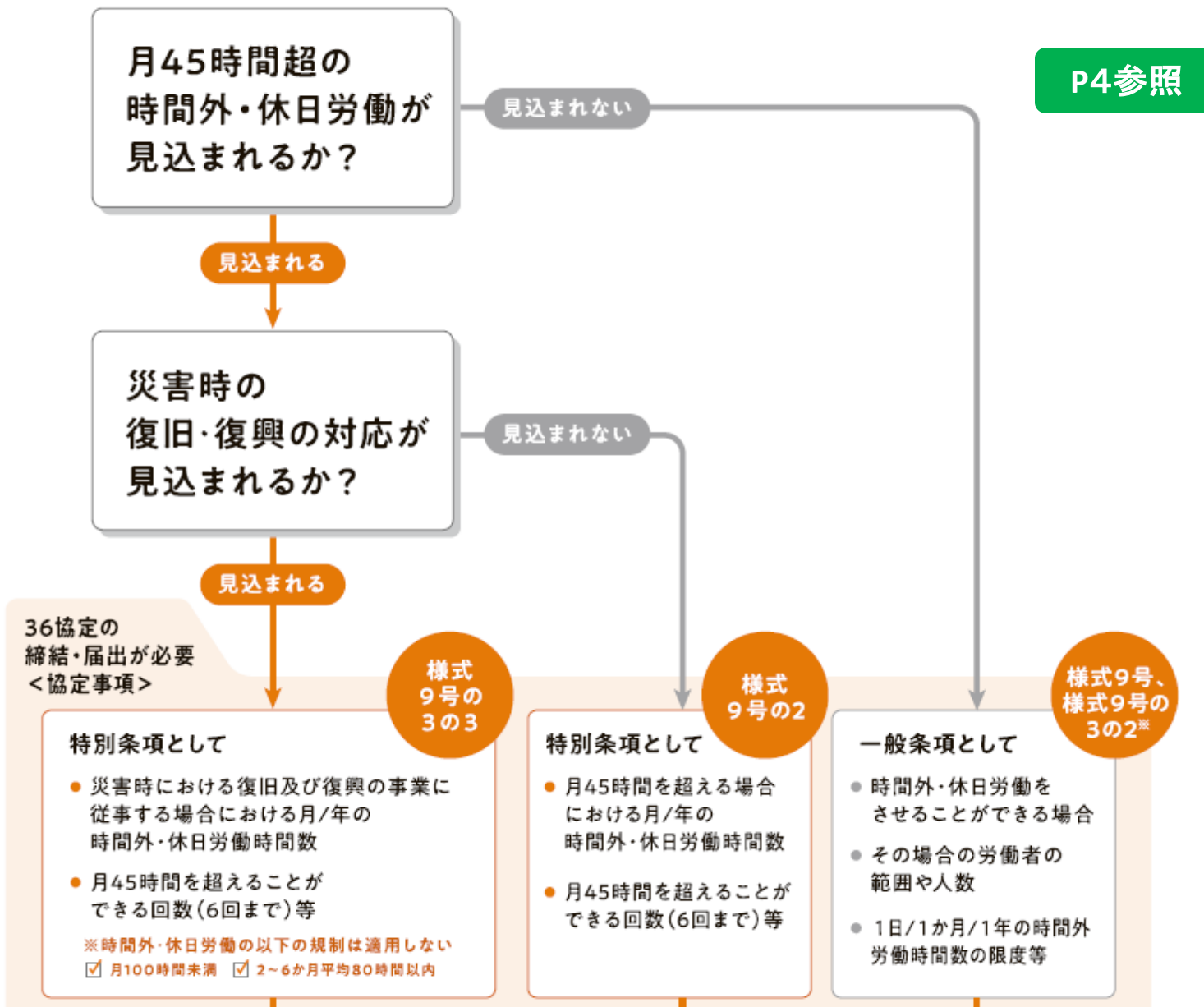
P3参照

労働基準法第33条第1項は、災害、緊急、不可抗力その他客観的に避けることのできない場合の規定であるからその臨時の必要の限度において厳格に運用すべきものであって、その許可又は事後の承認は、概ね次の基準によって取り扱うこと。

- ① 単なる業務の繁忙その他これに準ずる経営上の必要は認めないこと。
- ② 地震、津波、風水害、雪害、爆発、火災等の災害への対応（差し迫った恐れがある場合における事前の対応を含む。）、急病への対応その他の人命又は公益を保護するための必要は認めること。例えば、災害その他避けることのできない事由により被害を受けた電気、ガス、水道等のライフラインや安全な道路交通の早期復旧のための対応、大規模なリコール対応は含まれること。
- ③ 事業の運営を不可能ならしめるような突発的な機械・設備の故障の修理、保安やシステム障害の復旧は認めるが、通常予見される部分的な修理、定期的な保安は認めないこと。例えば、サーバーへの攻撃によるシステムダウンへの対応は含まれること。
- ④ ②及び③の基準については、他の事業場からの協力要請に応じる場合においても、人命又は公益の確保のために協力要請に応じる場合や協力要請に応じないことで事業運営が不可能となる場合には、認めること。

1. 労働基準法における労働時間の定め
2. 時間外労働の上限規制
3. 時間外労働の上限規制の例外
- 4. 36協定届出手続き**
5. 労働時間の考え方

# 36協定届出手続き



1. 労働基準法における労働時間の定め
2. 時間外労働の上限規制
3. 時間外労働の上限規制の例外
4. 36協定届出手続き
- 5. 労働時間の考え方**

## 労働基準法の「労働時間」の考え方

P10参照

- 労働基準法における労働時間とは、使用者の指揮命令下にある時間のことをいいます。  
使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たります。
- 労働者が必ずしも現実に活動させていなくとも、  
使用者の指揮命令下にある時間であれば労働時間に当たります。
- 労働時間か否かは個別判断になりますが、  
労働時間の考え方そのものは、業種によって異なるものではありません。

## 「労働時間になるか」が問題になりやすいケース

P10参照

### ○ いわゆる「手待時間」

使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間(いわゆる「手待時間」)は、労働時間に当たります。

### ○ 移動時間

直行直帰や、移動時間については、移動中に業務の指示を受けず、業務に従事することもなく、移動手段の指示も受けず、自由な利用が保障されているような場合には、労働時間に当たりません。



## ○ 着替え、作業準備等の時間

使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為（着用を義務付けられた所定の服装への着替え等）や業務終了後の業務に関連した後始末（清掃等）を事業場内において行う時間は、労働時間に当たります。

（労働時間となる例）

①作業開始前の朝礼の時間、②作業開始前の準備体操の時間、③現場作業終了後の掃除時間

## ○ 安全教育などの時間

参加することが業務上義務付けられている研修や教育訓練を受講する時間は、労働時間に当たります。

（労働時間となる例）

①新規入場者教育の時間、②KYミーティングの時間

**ご清聴ありがとうございました**